大分市福祉事務所長 神矢寿久殿

> 大分生活と健康を守る会 会長 福間健治

# 生活保護行政についての請願書

## 1、請願事項

大分市福祉事務所は、クリーニング業をしているAさん(70才)の生活保護の申請に対し事業用の自動車の保有を認め、生活保護を決定したが、自宅から事業者までの往復には自動車に乗ることを禁止されています。

自立助長を図るために、自動車の保有を認めているので、自宅から事業所まで自動車を乗ることを禁止しない(活用)ようにしてください。

## 2、経過と現状

大分市城南北町に1A-2-330に住んでいるAさんは、妻のMさん(72才)と2人で、40年余りクリーニング業を営んでおり、事業所は市内滝尾の片島です。

クリーニング業界の競争が激しいうえ、不況と高齢で売り上げが減り、生活が困難になったので、平成18年12月生活保護の申請をしました。

福祉事務所は、クリーニング業による収入を生活費に充当し、不足分として 月額6万円の生活保護費を支給するようになりました。

福祉事務所は生活保護の決定にあたって、クリーニング業は、洗濯物の収集 配達に自動車が必要なので、保有を認めたが、自宅の城南団地から滝尾の事業 所までの間は、自動車を乗ることを禁止しました。

自宅の城南団地から滝尾の事業所までは約5キロメートルで、所用時間は、 自動車では30分ですが、Aさん夫妻は、自宅から事業所までは、自動車に乗 ることが禁止されているためにバスを乗り継ぎ、1時間から1時間30分かか るようになりました。

#### その結果

- 1、これまで午前8時から仕事をしていたのにバスに乗り継ぐことで9時30 分からしか仕事にかかれなくなれました。
- 2、帰りは自動車に乗れないので、早く仕事を切り上げ、1日に2時間以上の ロスがでるようになりました。

- 3、これまで自宅から事業所までの途中で洗濯物の集配をしていましたが、往 復の自動車の利用を禁止されたため、それができなくなりました。また仕 事が遅くなるので午後7時頃集配を依頼されていたお客さんも断らざるを 得なくなりました。
- 4、経費は自動車では自宅から事業所までガソリン代約月額7000円ぐらいでしたが、バス代は月額2人分で2万円以上になり、約3倍になりました。

### 3、請願理由

生活保護法第1条は「この法律は憲法25条の理念に基づき最低限度の生活保障をするともに、その自立を助長することを目的とする」と明記しています。

また同法4条は「保護は生活に困窮する者がその利用し得る資産・能力・その他あらゆるものを最低生活を維持するために活用を要件として行われる」としています。

福祉事務所が、Aさんに自宅から事業所までの間は自動車に乗ることを禁止する理由は「通勤用自動車の保有」は自動車に乗る以外は、通勤する方法が全くないか、またはきわめて困難である場合」と記述している生活保護問答集を理由にしているようです。

しかし同問答集は、通勤用自動車の保有を認める条件としての問答であり、 福祉事務所が自立助長のために、保有を認めている自動車を自宅から事業所ま での往復を禁止するという理由にはなりません。

Aさんが滝尾の事業所でクリーニング業をしており、自宅から事業所にいくのは仕事の一部です。

また仕事の行き帰りに洗濯物を収集・配達もしてきたので仕事と通勤を切り 離すことはできません。

Aさんは通勤用自動車の保有を認める事を要求しているのではありません。 福祉事務所がクリーニング業として必要であり保有を認めている自動車を自宅 が事業所までの往復に使用禁止を改め活用させていただきたいと要求している のです。

これは自立助長を図る(第1条)資産の活用(第4条)の趣旨に合致した当 然の要求です。

40年あまりクリーニング業に携わり、70才を越えたAさん夫婦ができる 仕事はクリーニングしかありません。

法の精神に基づいて、自立助長を図り、いつまでも仕事を続けたというAさんの要求を援助するためにも福祉事務所が保有を認めている自動車を自宅から事業所までの行き帰りに活用できるよう要求します。